

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則	〇 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	三六〇
告示	〇 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	三六五
	〇 土地改良区の定款の変更を認可した件	三六五
	〇 道路の区域を変更する件	三六五
	〇 道路の供用を開始する件二件	三六五
公告	〇 随意契約の相手方を決定した件二件	三六六
	〇 落札者を決定した件	三六六
	〇 福島県警察本部	三六六
	〇 落札者を決定した件	三六六

規 則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十三号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年福島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第七条の二 条例第八条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>	<p>第七条の二 条例第八条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は令和四年四月一日から適用する。

（職員業務課福利厚生室）

告 示

福島県告示第五百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年八月九日から同年十二月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイユーエイト会津若松店 福島県会津若松市駅前町二二九番一四ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 田村 修二
(変更後) 代表取締役 眞貝 康一
変更した年月日
平成三十年六月二十一日
- 三 届出年月日
令和四年七月二十六日
- 四 届出をした者
日本貨物鉄道株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、玉川村土地改良区から令和四年七月七日付けで申請のあった定款の変更について、同年八月一日認可した。

令和四年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第五百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町山木屋字 菅平六三番一地从先から 同 郡同 町山木屋字 水境八番三地从先まで	変更前 変更後	一四・四 七三・五	一、九五七・八
		変更後	一四・六 七八・四	一、九五七・八

福島県告示第五百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三四九号	伊達郡川俣町大綱木字俎板倉山二 番地先から 同 郡同 町大綱木字九日田一〇 番一地从先まで	令和四年八月一日

(道路計画課)

福島県告示第五百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一四号	伊達郡川俣町山木屋字坂下一七番 四地从先から 同 郡同 町山木屋字境林山四番 一・二地从先まで	令和四年八月九日

(道路計画課)

公 告

公告第182号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用並びに地方公務員法の改正に係る改修業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年8月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用並びに地方公務員法の改正に係る改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室人事課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年7月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
513,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(人 事 課)

公告第183号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年8月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
リフト付き大型バス 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年7月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
いすゞ自動車東北株式会社 宮城県仙台市宮城野区中野四丁目10番地の14
- 5 随意契約に係る契約金額
40,480,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(入札用度課)

公告第184号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年8月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空港用6,100L級化学消防車 1台

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和4年7月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
帝國纖維株式会社 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
- 5 落札金額
193,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年5月27日

(入札用度課)

福島県警察本部公告第71号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年8月9日

福島県警察本部長 児嶋 洋平

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
放置駐車違反管理システム機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和4年6月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
F L C S 株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
111,313,620円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年4月26日

(会 計 課)